

第2節 投資信託・投資顧問

I いわゆる不動産投信の解禁

平成12年11月30日の改正投資信託及び投資法人に関する法律の施行により、不動産を含めた幅広い資産に投資することが可能となったが、これを受け、これまで主として不動産や不動産関連商品を投資対象とする投資信託委託業者11社に対して認可を行った。

また、これらの社が運用を行う投資法人10法人に対して登録を行った。

II MMFの安定性確保のための方策

13年11月29日、エンロン債の格下げに伴い、同債券を組み入れたMMF（4社5ファンド）が元本割れとなり、解約が急増した（MMFの純資産総額全社計：13年10月末 185,684億円 → 14年3月末 60,000億円）。

このような事態を踏まえ、翌30日、当庁より、自主規制機関である投資信託協会に対し、MMFの安定性向上に向け、具体策を検討するよう要請した。

これを受け、投資信託協会は、12月4日、「MMF検討委員会」を設置し、運用面及びディスクロージャー等、種々の観点からその具体策の検討を行い、14年1月18日、「MMF安定性確保のための方策」を決定・公表した。その主な内容は、運用面において組入資産の格付及び平均残存日数制限の導入、ディスクロージャー面において組入資産の種類別残高の開示等となっている。

III 投資信託委託業者等の概況

1. 投資信託委託業者等の推移

(1) 投資信託委託業者数（資料12-2-1参照）

投資信託委託業者数については、免許制から認可制への移行に伴い認可基準が見直されたことや投資対象が拡大されたことなどから、不動産や商社など新規分野からの参入もあり参入業者は増加し続けている。

13年7月から14年5月末までに5社に対して認可を行った。また、委託業者間の合併が3件行われた。

この結果、14年5月末現在の投資信託委託業者数は86社（証券系7社、銀・生損保系27社、外資系38社、不動産系5社、その他系5社、独立系4社）となった。

※ 14年5月末現在の投資信託委託業者一覧は資料12-2-2参照

新規参入投資信託委託業者

投資信託委託業者名	認可年月日
ゴールドマン・サックス不動産投資顧問(株)	平成13年8月8日
カナル投信(株)	平成13年9月14日
ウィンカムプロパティ投信(株)	平成13年9月14日
(株)東京リート投信	平成13年9月14日
プレミアム・リート・アドバイザーズ(株)	平成14年2月19日

合併により消滅した投資信託委託業者

消滅投資信託委託業者	存続投資信託委託業者	合併年月日
住友海上アセットマネジメント(株)	三井海上アセットマネジメント(株) (合併後商号:三井住友海上アセットマネジメント(株))	平成13年10月1日
ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信(株)	クレディ・スイス投信(株)	平成14年2月1日
チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)	平成14年5月2日

(2) 投資顧問業者数 (資料12-2-3参照)

① 投資顧問業者の登録数

13年4月から14年3月末までに74者の登録が行われる一方で、79者が廃業等により登録抹消された。

この結果、平成14年3月末現在の登録業者数は631者となった。

② 投資一任業者数

13年4月から14年3月末までに7社に認可が行われる一方で、7社が投資一任業務を廃止した。

この結果、14年3月末現在の投資一任業者数は142社となった。

新規参入投資一任業者

投資一任業者名	認可年月日
シオズミアセットマネジメント(株)	平成13年6月20日
シタデル・インベストメント・グループ・アジア・リミテッド	平成13年8月8日
スミショウキャピタルマネジメントカンパニー	平成13年8月8日
(株)ポーラスター投資顧問	平成14年1月11日
メツラー・アセット・マネジメント(株)	平成14年1月11日
(株)グローバル・サイバー・インベストメント	平成14年3月29日
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)	平成14年3月29日

投資一任業務を廃止した投資一任業者

投資一任業者名	廃業年月日
東洋信アセットマネジメント(株)	平成13年4月2日
東海投信投資顧問(株)	平成13年4月2日
常陽投資顧問(株)	平成13年6月7日
日産火災投資顧問(株)	平成13年6月29日
山種投資顧問(株)	平成13年7月19日
住友海上アセットマネジメント(株)	平成13年10月1日
ウォーバーグ・ピнкаス・アセット・マネジメント投 信(株)	平成14年2月1日

2. 運用資産の推移

(1) 投資信託（資料12-2-4参照）

投資信託については、純資産残高は14年4月末で公募投信409,396億円、私
募投信67,605億円となっている。

(2) 投資一任契約（資料12-2-5参照）

投資一任契約については、契約資産残高は13年12月末で531,944億円と過
去最高となった。